

# 大分類 B— 林業及び狩猟業

## 総 説

この大分類は、林業として伐木業、森林撫育業及び樹皮その他の林産物の蒐集並びに林業関係のサービス業を含み、狩猟業として狩猟業、わなかけ業を含んでいる。必要の場合は、細分類を更に分類して五桁の数字を用い、官営、公営、私営別に分類する。

中分類06—林 業

小分類 細分類  
番 号 番 号

061

育 林 業

0611

育 林 業

将来直接利用するために山林所有者により保有されている山林で、その山林に対し、林木の造林撫育が主要作業である事業所をいう。

○私有林経営業；山林を經營する都道府県及び市町村の事業所；管林局；管林署；山持植林業；漆樹栽培業；竹林業（たけのこ栽培を除く）；森林業；造林業；薪炭林経営業；造林業；植林請負業；山林植栽業；桐栽培業；油桐栽培業；足場丸太林経営業；パルプ材育林業；杭木育林業；山林業

×林野庁〔L〕；林業試験場〔K, 9373〕；学校演習林〔K, 9373〕；筍栽培業〔0131〕

062

製薪業及び木炭製造業

0621

製 薪 業

直営及び請負による薪の切出製造を行う事業所をいう。但しガス薪の製造は大分類 F 製造業に分類される。

○薪伐出製造業

×ガス薪製造業〔F, 2419〕

0622

木炭製造業

主として木炭を製造する事業所をいう。但し、他人に傭われてする焼子は含まない。

○炭焼業（焼子を除く）；製炭会社；炭焼請負業；炭質焼業；木炭製造業；黒炭製造業；枝炭製造業；白炭製造業

063

木材伐出業

0631

木材伐出業

伐木業又は伐木と運材とを兼ね営む事業所をいう。

○伐木運材業；伐木運材請負業

069

その他の林業

0699

その他の林業

他に分類されない林業及び林業に直結するサービス業をいう。本分類には森林内における樹脂、樹皮の採集、茸の採集、堅果、果実等の採集が含まれ、山

## 中分類06—林業

林種苗業も含まれる。

○松脂採取業；漆採取業；漆蝨業；松根採取業（森林内で行う松根油蒸溜を含む）；杉皮採取業；棕櫚皮剝業；天然茸採取業；籐蔓採取業；あけび蔓採取業；樹皮採取業；松茸山業；林木種子採取業；林内種実採取業；粗製樟腦採取業；コルク皮採取業；野草採取業（藥草，山菜等）；造林用種苗業；山林苗圃業；枝下し業；枝打業；下刈業；山番業；笹採取業；粗朶採取業；竹皮採取業；萱採取業；網場業；柴採取業；五倍子採取業；松葉採取業

中分類07—狩 獵 業

中 分 類 07—狩 獵 業

総 説

本分類は、主として狩猟、わなかけ等を行う事業所をいう。毛皮用又は食用のために野獣を捕獲したり、食用野鳥を獲ることを主な業務とするもの、害鳥獣の捕獲を主な業務とするものは本分類に含まれる。

小分類 細分類  
番 号 番 号

071 狩 獵 業

0711 狩 獵 業

○狩獵業；わなかけ業；獵師業；かすみあみ業